本号で公布された法令のあらまし

◇国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八七号）（総務省）

1　国会議員の選挙等に係る投票所経費等の額の加算を行う地域及び割合を改めることとした。（第一条関係）

2　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇内閣官房組織令の一部を改正する政令（政令第八八号）（内閣官房）

1　令和七年三月三一日まで置かれる内閣審議官二人の存置期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第二項関係）

2　令和七年三月三一日まで置かれる内閣審議官二人及び内閣参事官四人の存置期限を撤廃することとした。（附則第二項及び旧附則第四項関係）

3　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第八九号）（内閣府本府）

1　大臣官房及び企画調整課の所掌事務の一部を政策統括官の職務に移すこととした。（第二条第一項、第三条、第一四条第一項、附則第二条及び附則第三条関係）

2　本府に置かれる参事官の定数を改めることとした。（第二〇条第三項関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇文部科学省組織令の一部を改正する政令（政令第九〇号）（文部科学省）

1　大臣官房人事課及び総務課の所掌事務変更

文部科学省の機構及び定員に関する事務を大臣官房総務課の所掌事務から削り、大臣官房人事課の所掌事務として加えることとした。（第一五条及び第一六条関係）

2　高等教育局の組織再編

高等教育局に置く高等教育企画課、大学教育・入試課及び専門教育課の所掌事務を再編し、大学教育・入試課の名称を大学振興課に変更することとした。（第四三条～第四六条関係）

3　科学技術・学術政策局の組織再編

㈠　科学技術・学術政策局に、科学技術に関する国際交流に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること等を所掌するものとして、新たに国際研究開発政策課を置くこととした。（第五四条及び第五七条関係）

㈡　科学技術・学術政策局に置かれる参事官の職務を変更し、科学技術に関する研究開発の基盤の整備、研究開発に係る交流の助成、研究開発における公正性の確保等に関する事務を所掌するものとすることとした。（第五九条の二関係）

㈢　㈠及び㈡の体制整備に伴い、科学技術・学術政策局に置かれる各課の所掌事務を再編することとした。（第五五条、第五八条及び第五九条関係）

4　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇更生保護法施行令の一部を改正する政令（政令第九一号）（法務省）

1　中央更生保護審査会又は地方更生保護委員会に呼び出された関係人に支給する旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費と、宿泊料は、宿泊費及び包括宿泊費とし、各費用の内容については、国家公務員等の旅費に関する法律施行令（令和六年政令第三〇六号）を準用することとした。（第一条及び第三条関係）

2　旅費及び宿泊料は、旅行に要する実費を弁償するものとして、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算することとした。（第四条関係）

3　この政令の施行の日前に出発した旅行に係る旅費、日当及び宿泊料の額については、なお従前の例によることとした。

4　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇令和七年二月十九日に発生した大火による岩手県大船渡市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第九二号）（内閣府本府）

1　令和七年二月一九日に発生した大火による岩手県大船渡市の区域に係る災害を激甚災害として指定することとした。

2　当該激甚災害に対し、森林災害復旧事業に対する補助を適用することとした。

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇予算決算及び会計令及び予算決算及び会計令臨時特例の一部を改正する政令（政令第九三号）（財務省）

1　国が、売買、貸借、請負その他の契約を締結する際に、指名競争に付し、又は随意契約によることができる場合に係る金額を引き上げることとした。（予算決算及び会計令第九四条第一項及び第九九条第二号～第七号関係）

2　契約書の作成を省略することができる契約の範囲を拡大することとした。（予算決算及び会計令第一〇〇条の二第一項第一号関係）

3　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

4　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第九四号）（総務省）

1　財務会計制度に関する事項

㈠　地方自治法第二三四条第二項の規定に基づき随意契約によることができる場合の基準額を改めることとした。（別表第五関係）

㈡　地方自治法第二三八条の五第二項の規定による信託の目的の範囲を改めることとした。（第一六九条の六第一項関係）

2　中核市の特例に関する事項

地方自治法第二五二条の二二第一項の規定に基づき中核市が処理する児童福祉に関する事務について、所要の規定の整理を行うこととした。（第一七四条の四九の二第一項関係）

3　この政令は、一部の規定を除き、令和七年四月一日から施行することとした。

◇黒鉛電極に対して課する暫定的な不当廉売関税に関する政令（政令第九五号）（財務省）

1　中華人民共和国（香港地域及びマカオ地域を除く。）を原産地とする黒鉛電極について、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実を推定することができ、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、関税定率法（以下「法」という。）第八条第九項に基づき、次により、不当廉売に係る暫定的な関税を課するため必要な事項を定めることとした。

㈠　暫定的な不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地及び課税期間を定めることとした。（第一条関係）

㈡　暫定的な不当廉売関税の税率を定めることとした。（第二条関係）

㈢　黒鉛電極を輸入しようとする者等の提出書類を定めることとした。（第三条関係）

㈣　暫定的な不当廉売関税と法の別表の税率による関税の申告等における取扱いを定めることとした。（第四条関係）

㈤　その他所要の規定の整備を行うこととした。（附則第二項関係）

2　この政令は、公布の日の翌日から施行することとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第九六号）（こども家庭庁）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備及び経過措置に関する政令の一部改正関係

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第四条の規定により政令で定めることとされている保育所に係る居室の床面積の特例を講ずる期限を、令和一一年三月三一日まで延長することとした。（第四条関係）